

## 特定生産緑地指定における提出書類チェックリスト

### ■提出書類

	提出書類	取得先	部数	備考
<input type="checkbox"/>	特定生産緑地指定 申出書兼農地等利 害関係人同意書	都市計画課窓口 生駒市ホームペ ージ	1部～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の生産緑地において、農地等利害関係人がすべて同一の場合は、裏面の続き欄にまとめて記入することができます。</li> <li>・農地等利害関係人全員の同意と実印での押印が必要です。</li> </ul> <p>※相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署の抵当権がある場合は、生駒市で一括して同意を取得しますので、税務署の押印は不要です。</p>
<input type="checkbox"/>	土地登記簿謄本 (全部事項証明書)	法務局	1筆につき 1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記官の認証文や登記官印が付されているもので、申出日の3ヶ月以内に交付されたものを用意してください。</li> <li>・複写不可</li> <li>・登記情報提供サービスによる印刷は不可</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	位置図		1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する生産緑地の位置を図示してください。</li> <li>・縮尺が1/2500程度以上のものを用意してください。</li> <li>・都市計画課窓口、生駒市ホームページ（生駒市地理情報）で白地図の取得ができます。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	印鑑証明	市町村役場	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申出日の3ヶ月以内に交付されたものを用意してください。</li> <li>・農地等利害関係人が複数の場合は、全員分が必要です。</li> <li>・同一所有者で同時に複数筆申出する場合は、1部の提出で可です。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	委任状		1部	<p>様式は自由ですが、以下の内容を明記してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任年月日</li> <li>・委任者の氏名・住所</li> <li>・受任者（代理人）の氏名・住所</li> <li>・委任内容（特定生産緑地の申出手続きを委任していることを明記してください。）</li> <li>・委任者、受任者の押印（認印可）</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	その他 (市長が特に必要とする書類等)			※裏面の例をご確認ください。

※農地等利害関係人とは、土地登記簿謄本に記載のある地役権以外の全ての権利人と、農地法第16条に基づく対抗要件を有している小作人です。

裏面に続く ⇒

■その他（市長が特に必要とする書類等）の例

	提出書類	取得先	部数	備考
<input type="checkbox"/>	戸籍の附票	市町村役所	1部	・土地登記簿謄本に記載のある住所と現在の住所が違う場合は必要です。
<input type="checkbox"/>	地積測量図	法務局	1部	・筆の一部を特定生産緑地に指定する場合は必要です。

※上記はあくまで一例です。上記以外に状況に応じて追加書類が必要になる場合があります。

■書類提出までの流れ

①



まずは都市計画課へご相談ください。

相談時に必要なもの

・生産緑地の場所（地番）がわかるもの。

②



職員が農地を確認しに行きます。

確認後、指定できるかどうかをご連絡します。

③



必要書類を揃えて、申出書をご提出ください。

令和4年春頃まで申出を受付ます。

【お問い合わせ先】

生駒市都市整備部都市計画課（市役所3階35番）

〒630-0288 生駒市東新町 8-38

電話 0743-74-1111(代表)／567(内線)

ファックス 0743-74-9100

e-mail ikotoshi@city.ikoma.lg.jp